



一、 本案前の抗弁として  
本訴請求は自創法第四十七条の二第一項の規定する出訴期間を遵守しない違法がある。即ち控訴人が訴願裁決書を受領し裁決処分があつたことを知つた日は昭和二十六年三月十五日であり、控訴人が原審において「請求の趣旨訂正の申立書」を提出したのは同年十一月二日であり同日訴の変更をなしたものであるから民事訴訟法第二百三十五条の趣旨に従い行政処分の取消を求め訴は右同日提起されたと認めなければならぬ。結局右は出訴期間を著しく徒過して不適法であるから本訴請求は却下されるべきである。

二、 本件訴願は法定期間を徒過した違法がある。元来訴願裁決は文書を以てなし理由を附すればよいので訴願を排斥するに足る一つの理由を附すれば十分である。従て本件裁決が実体的に審査して理由なしとしたからと云つて訴願申立期間の徒過に対する責問権を放棄したなどと云う問題は起らない。尚本件土地は当時事実上農地となつていたから公告等に畑地となつていても本件買取計画樹立に対し何等影響がない。

と述べた外は何れも原判決の事実摘示と同一なのでここにこれを引用する。  
立証として控訴代理人において甲第六号証の一、二、三、第七号証の一、二、第八乃至十号証を提出し、乙第一号証の二、当審証人A、C、Bの各証言、控訴本人訊問の結果並に当審検証の結果を援用し、被控訴指定代理人において当審証人D、Bの証言を援用し、甲第六号証の一、二、三、第八乃至十号証の成立は認めるが甲第七号証の一、二の成立は不知と述べた外は当事者双方の証拠の提出、認否、援用は何れも原判決の摘示と同一なのでここにこれを引用する。

#### 理由

一、 先づ被控訴人主張の本訴が出訴期間を遵守しない違法があると云う抗弁について考えてみると、被控訴委員会の本件訴願の裁決書が控訴人に送達されたのは昭和二十六年三月十五日であることは当事者間に争なく、本訴が原審に提起されたのは同年三月三十日であり同年十一月二日の準備手続期日に請求の趣旨訂正が申立てられたことは本件記録により明かである。然るに右は何れも本件訴願の裁決に不服であるからその取消を求め趣旨であるが表現方法を適切ならしめ趣旨訂正をしたものと認められるので訴の変更があつたわけではなく結局本訴は自創法第四十七条の二所定の期間内に提起されているから右抗弁は採用できない。

二、 次に被控訴人は本件異議の申立、訴願は何れも法定期間を徒過している違法があると抗弁し、控訴人は右期間の徒過は宥恕すべき事由に該当しているから被控訴委員会等が訴願の実体につき判断していると主張しているのだから考えてみると、控訴人主張の土地は元来控訴人の所有であつたが光市第二区農地委員会が昭和二十五年七月二日右土地につき不在地主所有の小作地として買取計画を樹立し被控訴委員会が右計画を承認し、右承認に基いて山口県知事が買取令書を発行し、控訴人が昭和二十六年十月五日右令書を受領したこと、控訴人はそれまでに該買取計画に対し異議、訴願の申立をしたことなく右令書受領後始めて控訴人主張のように異議、訴願の申立をしたことは当事者間に争がない。従て右異議、訴願が適法の期間を徒過してなされたこととなるが、光市第二区農地委員会の異議申立却下も、被控訴委員会の訴願棄却の裁決も何れも期間徒過を問題とせず該申〈要旨第一〉立の実体につき判断してこれを排斥していることも当事者間に争がない。而して原審並当審証人A、当〈要旨第一〉審証人Dの各証言と当審控訴本人訊問の結果を総合すると光市第二区農地委員会は昭和二十四年十一月他の土地と共に本件土地につき第一次の買取計画を立てた際に右各土地所有者に通知をなしたので控訴人もこれを知り本件土地の納税管理と監視を委託していたAを同委員会に出頭させて異議の申立をさせ結局その買取は取止めとなつたが、その後昭和二十五年七月二日同じ本件土地につき第二次買取計画を立てその際には同委員会は公告、書類の縦覧等の手続はしたが前回とは異り所有者である控訴人には何等通知せずそのため控訴人はもとより右Aも右買取計画を知らなかつた事実が認められる。従て以上のような事情の下において前示のように買取令書を受領して始めて買取計画を知り直ちに異議の申立（異議の申立も訴願の一種と認める）をなしたのは正に訴願法第八条第三項に所謂宥恕すべき事由ある場合と認められるから本件異議の申立は適法である。右農地委員会や被控訴委員会が申立の実体につき判断したことは右と同一見解に出たものと解されるからもとよりその措置は妥当である。結局本訴は適法な異議訴願を経由したもので此の点に関する被控訴人の抗弁も亦採用できない。

三、 次に本件土地が前示のように不在地主の所有する小作地として買取計画が樹立されたのであるが、果して控訴人主張のように該土地が宅地であるか否かの点

につき考えてみると、成立につき争いのない甲第八、九、十号証に原審証人E、原審  
並当審証人A、B、当審証人Cの各証言、当審控訴人が家屋建築のつもりでも昭和人の各結果を九  
綜合すれば元来本件土地取得の工員に昭和二十年一月頃これを控訴人に返すことと急遽に建築する  
月二十日競落により工場として昭和二十年一月頃これを控訴人に返すことと急遽に建築する  
の土台はそのまま右土地の地目を畑か宅地に變更するより早急に建築する  
簿上その變更手続をすませたが戦災を受けた元倉庫の建物の材料と新しい建材三馬車分を  
できず僅かに軍から払下を受けた元倉庫の建物の材料と新しい建材三馬車分を  
し更に屋根瓦を用意して自宅の屋敷内に保存したが建築に着手するに  
た。当時市役所から右土地の納税につき市内居住者で連絡の  
を置いてくれと頼まれ、昭和二十四年六月十四日遠縁に当るAにこれを  
共に当時食糧不足から空地であれば他人の土地にも平気で農作物を作  
であり現に該土地の一部に隣地の所有者が侵入して勝手に大豆を作  
土地の監視をも依頼した。その際右土地の大部分は寄宿舍の土台であ  
トが敷きつめられてあつてその上に砂がかぶつて居り元来耕作不適  
も一部に大豆を作つていた位なので家屋を建築する迄の間境界確保  
も作れるなら作つてもよいとは言つてあつた。然るに右Aは同年九  
対し右土地に地主が家屋を建築する迄の間原状のまま耕作するこ  
ところが右Bは右約に反し右コンクリートの土台の約三分の二を掘  
菜類を作るに至つたが他のコンクリートの残部には砂をかぶせて野  
程度であつて全体が砂地ではあるし作柄は不良であつた。而して本  
市計画区域内に入つて居り、その南側に接したところと、北側約二十  
ろに東南方から北西方へ海岸線に平行して約六尺幅の道路が整然と  
を隔ててやや西寄りに二階建市営アパート二棟が新築されて居り、  
地と松林になつている。東西北の直ぐ隣地は耕地となつているが少  
の新築家屋があり、北側道路向側には住宅が並んでいるので附近  
して住宅地として適当であり且つ宅地化の傾向が顕著であることが  
認定に反する部分の前頭B、控訴本人の各供述部分は措信しないし  
右認定を左右するに足る証拠はない。

〈要旨第二〉以上認定のように本件土地は元来地目も実状も宅地であり且つその所  
有者において家屋の建築を準備中にその〈要旨第二〉宅地の監視人が所有者に無断で  
他人に一時的にその使用を許容し同人は買収計画当時所有者の意思に反して既存の  
コンクリートの土台を掘り壊して耕作の用に供していたものであるからこのよう  
土地は自創法第二条に所謂農地には該当しないものと解するのが相当である。

然らば右土地が農地であり小作地でありとした買収計画は違法であり、従てこれ  
に対する控訴人の訴願を棄却して右買収計画を認容した被控訴委員会の本件裁決も  
亦違法であること明白である。

よつて爾余の争点について判断する迄もなくこれが取消を求める控訴人の本訴請  
求は正当であるからこれを認容すべきである。右と異なる見解を以て控訴人の本訴請  
求を排斥した原判決は取消を免れないから民事訴訟法第三百八十六条、第九十六  
条、第八十九条を適用して主文のように判決した。

(裁判長裁判官 植山日二 裁判官 佐伯欽治 裁判官 松本冬樹)